

# はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階  
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

## 国交省 福祉有償運送の区域に関する特例を通達

国土交通省は福祉有償運送における運送の区域の特例に関する通達（国自旅第83号）を公開しました。

基本的に福祉有償運送で移送を行うことができるのは、発着地のいずれかがあらかじめ登録した運送の区域内である場合に限られます。しかし、今回の通達ではあらかじめ設定した運送区域との関連性が認められる場合は、一時的な移送に限り、それを特例として認めるというものです。移送サービス団体の間では、この通達によって福祉有償運送の運用に弾力性が増すことが期待されています。

しかし、特例として認められるケースはあくまで一時的または緊急的な場合で、通常の送迎は発着地のいずれかがあらかじめ設定された運送区域内である点でなければなりません。また、この特例的な移送を行う場合、事前に運営協議会等に届出をする必要はありませんが、移送を行った団体は運輸支局におおむね1週間以内に事後報告をする必要があります（7月22日付通達で規定）。送迎団体の皆さんはこの点に気をつけて活動を行って下さい。  
※ 通達と事務連絡を添付しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

### 国自旅83号で特例として認められるケース（例）

#### 特例として認められるケース

##### ケース1

A市を運送区域とする移送団体が、A市に在住の利用者をB市の病院まで日常的に送迎している。利用者がB市の病院に入院し、C市の病院に転院することになったのでB市病院からC市病院までの送迎を行った。

##### ケース2

A市を運送区域とする移送団体が、B市在住の利用者（会員）を緊急的にC市の病院まで送迎した。この送迎は緊急的なもので、今後継続的に行われることはない。

#### 特例として認められないケース

##### ケース3

A市を運送区域とする移送団体が、利用者がA市からB市に引っ越したため、今後はB市内の移送やB市からC市への移送を行うことにした。

⇒B市内の移送やB市からC市への移送は、通常この団体が行っているA市での移送活動と関連性がなく、また一時的なものとは考えられないため例外にならない。

## 各地のトピックス

### 広がるパーキングパーミット 近隣県の相互利用も（各地）

2006年に佐賀県で始まったパーキングパーミット制度が各地に広がっています。

パーキングパーミット制度とは、地域に共通の身体障害者用駐車スペース利用証を交付することで利用対象者を明らかにし、またその人たちの優先的利用を確保することを目的とした各地域独自の制度です。現在では9県1市町村が導入し、佐賀・長崎・熊本の九州3県では利用証の相互利用協定が結ばれ、それぞれの県が発行する利用証が他県でも利用できるという取り組みも始まっています。

#### パーキングパーミット制度導入地域

都道府県：山形県・福島県・栃木県  
福井県・島根県・徳島県  
長崎県・熊本県・佐賀県

市町村：茨城県神栖市

#### ～捕捉：パーキングパーミット制度～

パーキングパーミット制度は身障者用駐車スペースについて利用必要性の低い人が駐車する、内部障害者が“障害者に見えない”ことを理由に使用をためらうなどの問題を解消するために導入された制度です。具体的には、身体障害者や高齢者、妊産婦など各地方自治体が利用対象者と認める人に利用証をあらかじめ配布し、身障者用駐車スペース使用の際に利用証の掲示を求めます。利用証が無い車両は身障者用駐車スペースに車をとめることができないため、本当に必要とする人が駐車できるという仕組みです。



パーキングパーミット制度  
利用証（佐賀県）



## ニュース・ファイル

### ・東京杉並区が独自の外出支援サービス 高齢者の外出費用を9割補助（東京都）

東京都の杉並区が新たな独自の高齢者外出支援サービスを開始します。内容は、65歳以上「要支援2」以上の区民を対象に、ケアプランによる介護保険サービスとは別にヘルパーによる外出支援サービスを利用した場合、その自己負担費用の9割を補助するというもの。同サービスは今年10月から開始の予定です。

### ・沖縄県初の福祉有償運送実施団体 10月活動スタート（沖縄県）

沖縄県で県内初となる福祉有償運送が10月をめどに始まる見通しです。登録が予定されているのはNPO法人障害者居宅介護サービス結城（大浜安克代表）。活動エリアは沖縄県石垣市で、運転手のほかにヘルパー有資格者が同乗するかたちで介助付きの移送活動を行うとしています。